

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【公表番号】特表2018-512936(P2018-512936A)

【公表日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2018-019

【出願番号】特願2017-550718(P2017-550718)

【国際特許分類】

A 6 1 L 2/06 (2006.01)

A 6 1 L 2/14 (2006.01)

A 6 1 L 2/02 (2006.01)

A 6 1 L 2/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 2/06

A 6 1 L 2/14

A 6 1 L 2/02

A 6 1 L 2/20

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月21日(2019.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

殺菌キャビネットアセンブリにおいて

(a) アクセスポートおよび底部を有するキャビネット、

(b) 前記キャビネットに接続されたドアであって、前記アクセスポートを通じて前記キャビネットの内部への通過を可能にする開放位置と、該アクセスポートを通じての通過を妨げる閉鎖位置との間で可動であるドア、  
を備え、

(c) 前記キャビネットの側面および前記ドアの少なくとも一方がベントポートを有し、前記底部が如何なるポートも有さず、該底部上の凝縮物を前記キャビネットの側面および前記ドアの少なくとも一方にある、前記ベントポートに流動させるように構成され、

(d) 前記ベントポートを覆い、前記キャビネットおよび前記ドアの前記一方の隣接部分と密封界面を形成するフィルタ、  
をさらに備えた殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項2】

前記底部が、高い部分と低い部分を有する傾斜面であり、該低い部分が前記ベントポートに隣接している、請求項1記載の殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項3】

前記底部が、表面および隆起傾斜面を含み、該隆起傾斜面が、前記表面の一部に重なつてあり、高い部分と低い部分を含み、該低い部分が前記ベントポートに隣接している、請求項1記載の殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項4】

前記殺菌キャビネットアセンブリが、実質的に平坦な表面上で前記殺菌キャビネットを支持するように構成された少なくとも1つの突出面をさらに備え、該少なくとも1つの突

出面が、前記底部に沿って前記ベントポートに向けて凝縮物を流すように構成されており、前記底部が平坦である、請求項1記載の殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項5】

前記少なくとも1つの突出面が少なくとも4つの脚部を含み、該少なくとも4つの脚部の隣接する2つの脚部が互いに等しい長さを有し、該長さが、前記少なくとも4つの脚部の残りの長さよりも短い、請求項4記載の殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項6】

前記少なくとも1つの突出面が少なくとも4つの脚部を含み、該少なくとも4つの脚部の3つの脚部が互いに等しい長さを有し、該長さが、前記少なくとも4つの脚部の残りの長さよりも短い、請求項4記載の殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項7】

前記少なくとも1つの突出面が、前記底部に結合した少なくとも3つの脚部を含み、該少なくとも3つの脚部の内の2つが、該少なくとも3つの脚部の残りの長さより短い、互いに等しい長さを有する、請求項4記載の殺菌キャビネットアセンブリ。

【請求項8】

殺菌方法において、

(a) フィルタを備えた殺菌キャビネットの側面およびドアのどちらか一方に位置するベントポートを塞ぐ工程であって、該殺菌キャビネットが、前記側面およびドアのどちらか一方のベントポートへの凝縮物の流れをもたらす内部の、如何なるポートも有さない傾斜面を有するものである、工程、

(b) 前記殺菌キャビネットで殺菌サイクルを行う工程、および

(c) 前記殺菌キャビネットの内部の、如何なるポートも有さない傾斜面に沿って、前記殺菌サイクルにおいて形成された凝縮物の少なくとも一部を排出して、該殺菌キャビネットから前記側面およびドアのどちらか一方に位置するベントポートのフィルタに通過させる工程、

を有してなる方法。

【請求項9】

前記殺菌サイクルが、殺菌蒸気を前記ベントポートに通過させる工程を含む、請求項8記載の方法。

【請求項10】

前記殺菌キャビネットが、前記傾斜面を含む床を備える、請求項8記載の方法。

【請求項11】

前記殺菌キャビネットが底部を備え、前記傾斜面が、前記底部から間隔を空け、その上に持ち上げられている、請求項8記載の方法。

【請求項12】

前記底部が、実質的に平坦な表面上に前記殺菌キャビネットを支持するように構成された少なくとも1つの突出面を含み、該少なくとも1つの突出面が、前記底部上で前記ベントポートに向けて凝縮物の流れをもたらすようにさらに構成されており、前記底部が平坦である、請求項11記載の方法。

【請求項13】

前記少なくとも1つの突出面が少なくとも4つの脚部を含み、該少なくとも4つの脚部の隣接する2つの脚部が互いに等しい長さを有し、該長さが、前記少なくとも4つの脚部の残りの長さよりも短い、請求項12記載の方法。

【請求項14】

前記少なくとも1つの突出面が少なくとも4つの脚部を含み、該少なくとも4つの脚部の3つの脚部が互いに等しい長さを有し、該長さが、前記少なくとも4つの脚部の残りの長さよりも短い、請求項12記載の方法。

【請求項15】

前記少なくとも1つの突出面が、前記底部に結合した少なくとも3つの脚部を含み、該少なくとも3つの脚部の内の2つが、該少なくとも3つの脚部の残りの長さより短い、互

いに等しい長さを有する、請求項 1 2 記載の方法。

【請求項 1 6】

殺菌方法において、

( a ) オートクレーブ内に殺菌キャビネットを設置する工程、

( b ) 前記オートクレーブ内で前記殺菌キャビネットに殺菌サイクルを行う工程、および

( c ) 前記殺菌キャビネットの内部の、如何なるポートも有さない傾斜面に沿って、前記殺菌サイクル中に、該殺菌キャビネットから、前記殺菌キャビネットの側面およびドアのどちらか一方のベントポートを通して、凝縮物の少なくとも一部を排出する工程、を有してなる方法。

【請求項 1 7】

前記凝縮物の少なくとも一部を排出する工程が、前記オートクレーブを開く前に、前記殺菌キャビネットの前記ベントポートを通じて前記凝縮物を排出させる工程を含む、請求項 1 6 記載の方法。

【請求項 1 8】

前記凝縮物の少なくとも一部を排出する工程が、前記殺菌キャビネットの前記側面に前記少なくとも一部を通過させる工程を含む、請求項 1 6 記載の方法。

【請求項 1 9】

前記凝縮物の少なくとも一部を排出する工程が、前記凝縮物の少なくも一部をフィルタに通して排出する工程を含む、請求項 1 6 記載の方法。

【請求項 2 0】

前記凝縮物の少なくとも一部を排出する工程が、前記凝縮物の少なくも一部を前記ベントポートのフィルタに通して排出する工程を含む、請求項 1 6 記載の方法。